

令和7年2月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ネ)第3563号 宗教ヘイト等損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方
裁判所令和5年(ワ)第16818号)

(口頭弁論終結日 令和6年12月19日)

判 決

東京都目黒区東山3-1-11 サンサーラ東山202

控 訴 人 世界平和女性連合

同 代 表 者 会 長 堀 守 子

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 徳 永 信 一

横浜市中区本町2-19 弁護士ビル4階 関内法律事務所

被 控 訴 人 平 岩 敬 一

札幌市豊平区月寒中央通7-2-1 郷路法律事務所

被 控 訴 人 郷 路 征 記

新潟市中央区上所1-1-24 Nビル2階 新潟合同法律事務所

被 控 訴 人 中 村 周 而

岡山市北区番町1-1-6 新番町ビル4階 河田大本寺山共同法律事務所

被 控 訴 人 河 田 英 正

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階 東京共同法律事務所

被 控 訴 人 山 口 広

東京都中央区日本橋3-15-2 鹿児島ビル8階 田村町総合法律事務所

被 控 訴 人 川 井 康 雄

東京都千代田区麴町4-7 麴町パークサイドビル3階 リンク総合法律事務
所

被 控 訴 人 紀 藤 正 樹

被控訴人ら (被控訴人平岩敬一を除く。) 訴訟代理人弁護士

平 岩 敬 一

被控訴人ら（被控訴人郷路征記を除く。）訴訟代理人弁護士

郷 路 征 記

被控訴人ら（被控訴人中村周而を除く。）訴訟代理人弁護士

中 村 周 而

被控訴人ら（被控訴人河田英正を除く。）訴訟代理人弁護士

河 田 英 正

被控訴人ら（被控訴人山口広を除く。）訴訟代理人弁護士

山 口 広

被控訴人ら（被控訴人川井康雄を除く。）訴訟代理人弁護士

川 井 康 雄

被控訴人ら（被控訴人紀藤正樹を除く。）訴訟代理人弁護士

紀 藤 正 樹

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

飯 田 正 剛

木 村 壮

谷 合 周 三

杉 浦 ひ と み

津 田 二 郎

山 本 政 明

小 川 幸 三

澤 藤 統 一 郎

澤 藤 大 河

水 野 英 樹

渡 辺 博

久 保 内 浩 嗣

江 川 剛

高 津 尚 美

井 筒 大 介
山 口 貴 士
阿 部 克 臣
吉 田 正 穂
東 麗 子
中 川 亮

ほか

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、3300万円及びこれに対する令和5年6月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人紀藤は、控訴人に対し、330万円及びこれに対する令和5年6月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

- 1 事案の概要（以下、略称は特に定めるほか、原判決のそれによる。）

本件は、権利能力なき社団であるとする控訴人が、弁護士である被控訴人平岩、被控訴人郷路、被控訴人中村、被控訴人河田、被控訴人山口及び被控訴人川井が、「全国靈感商法対策弁護士連絡会」（本件連絡会）の名称で発出した声明（本件声明）における表現及び本件声明発出後の記者会見中にされた被控訴人紀藤の発言における表現が控訴人の名誉を毀損するものであると主張して、不法行為に基づく損害賠償として、①被控訴人らに対し、連帯して、3300万円（慰謝料3000万円及び弁護士費用300万円の合計）及びこれに対す

る令和5年6月15日（不法行為の日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、②被控訴人紀藤に対し、330万円（慰謝料300万円及び弁護士費用30万円の合計）及びこれに対する令和5年6月15日（不法行為の日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人はこれを不服として控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の第2の1及び2のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決4頁18行目の「の日本支部」の前に「（以下「本件組織」という。）」を加える。）。

3 当審における控訴人の主張

(1) 控訴人と本件教団が創設者を同じくすることは歴史的沿革にすぎない。

また、創設者を象徴と仰ぎ究極の権威とすることはその提唱した理念を尊重するものにすぎず、創設者が本件組織の会長を任命することもあくまで儀礼的伝統であり、いずれも組織的な一体性や支配関係を意味するものではない。本件声明による意見論評は、その前提事実として、控訴人が本件教団によって組織的に支配されており、少なくとも人事、財政及びその活動内容の決定等において本件教団の影響を強く受けており、その種々の活動が本件教団によって指揮命令を受けていることを黙示的に指摘するものであるところ、被控訴人らはこれらの点を立証していない。控訴人は本件教団の組織的支配や指揮命令を受けることなく存在している独立した自立的社団である。その活動は国連NGOとしてのボランティア活動であって、本件教団の教義を広めたり、布教したり、信徒を勧誘したりするようなものは一切含まれていないし、人事・財政も本件教団の影響を受けておらず、控訴人の会員は本件教団の信徒であることが要件とされていない。

(2) 被控訴人紀藤による表現4も、本件声明と同じく、控訴人が本件教団と一体の存在であることを強調するものであり名誉棄損に該当する上、宗教を理由とした会場の貸出禁止という差別的取扱いを扇動するもので、意見論評としての域を逸脱するものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求をいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおり原判決を補正し、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決10頁22行目の「同視される存在」を「同視されるべき存在」と改める。

(2) 原判決11頁4行目冒頭から20行目の「であり、」までを次のとおり改める。

「また、上記のとおり、本件表現1～3は、控訴人が本件教団と一体ないし同視されるべき存在である旨を述べるものであり、これは本件連絡会の意見ないし論評を記載したものであるということが出来る。そして本件声明の中には、本件組織ないしその日本支部である控訴人につき、①本件教団の教祖である文鮮明が組織させたもので、その総裁は同教祖の妻である韓鶴子であったこと、②規約において文鮮明の提唱する理念を拡大し、実現することが目的とされていること、③本件教団の信者に配布されていた内部資料でも「宗教の統一」「統一原理による全人類の救済」の項目に記載されていること、④裁判例においても本件教団と別個の団体であるといえるか疑問とされたこと等の本件教団との結びつきに関する事実が挙げられていることが認められ（甲3）、これらの事実が上記の意見ないし論評の前提とされたということが出来る。そして、本件組織が本件教団の教祖である文鮮明及びその妻である韓鶴子により創設され、韓鶴子はその総裁

5
10
15
20
25

であること（乙5、15ないし18、弁論の全趣旨）、控訴人の平成8年当時の規約には、その目的として、「本会は文鮮明師の提唱される神主義、頭翼思想を基本理念として運動を展開する」（第3条）と定められていたこと（乙5）、本件連絡会が本件教団の元信者から入手した「統一運動を推進する統一グループ」と題する資料において、本件組織が「宗教の統一【統一原理による全人類の救済】」に係る組織として位置づけられていたこと（乙9）、控訴人につき、本件教団とは実質的にも別個の団体であるといえるか疑問であると判示した裁判例があること（乙10）等の事実が認められることからすれば、上記の前提事実の重要な部分について真実であることの証明があるといえることができる。」

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件声明による意見ないし論評につき、控訴人が本件教団によって組織的に支配され、指揮命令を受けていることが黙示的な前提事実である旨主張する。

15
20

しかしながら、本件声明において本件教団と一体ないし同視されるべき存在であるとの意見ないし論評の前提とされた事実は、上記1(2)の原判決の補正において説示したとおり、本件声明の中で具体的に明示されているといえるのであって（その重要な部分について真実であることの証明があるといえることも上記1(2)に説示したとおりである。）、控訴人主張のように本件教団の控訴人に対する組織的支配や指揮命令があることが黙示的に上記の意見ないし論評の前提とされたということとはできない。

(2) 控訴人は、被控訴人紀藤による表現4につき、本件声明と同じく、控訴人が本件教団と一体の存在であることを強調するもので名誉棄損に該当する旨や、意見論評としての域を逸脱するものである旨主張する。

25

しかしながら、前記1において引用した原判決に説示のとおり、表現4は、自治体が控訴人に会場を貸すことが政教分離の観点から問題がある旨の

自治体の対応に関する法的意見であるといえ、これが控訴人の社会的評価を低下させるものということはできないし、意見論評としての域を逸脱するものであるということもできない。

(3) したがって、以上の控訴人の主張はいずれも採用することができず、他の控訴人の主張を踏まえても、前記1の結論を左右するものとはいえない。

3 結論

よって、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官

松井英隆 

松 井 英 隆

裁判官

大澤知子 

大 澤 知 子

裁判官

佐藤隆幸 

佐 藤 隆 幸

これは正本である。

令和7年2月4日

東京高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 西澤 千尋

